



発行日：平成26年4月

編集・発行：杉並区都市整備部まちづくり推進課

TEL:03-3312-2111 (内線) 3365

重点整備地区が

### 不燃化特区「杉並第六小学校周辺地区」となりました

阿佐谷南・高円寺南地区の重点整備地区がこのたび「杉並第六小学校周辺地区」として、東京都から不燃化特区※に指定されました。

不燃化特区では不燃化を推進するための整備プログラムを新たに定め、従来からの取組と合わせ、まちの防災性の向上を図ってまいります。

ここでは整備プログラムの概要を紹介します。

(詳しい助成内容等は区にお尋ねください。区ホームページでもご覧になれます)

## 杉並第六小学校周辺地区 整備プログラムの概要

### 1. 整備の考え方

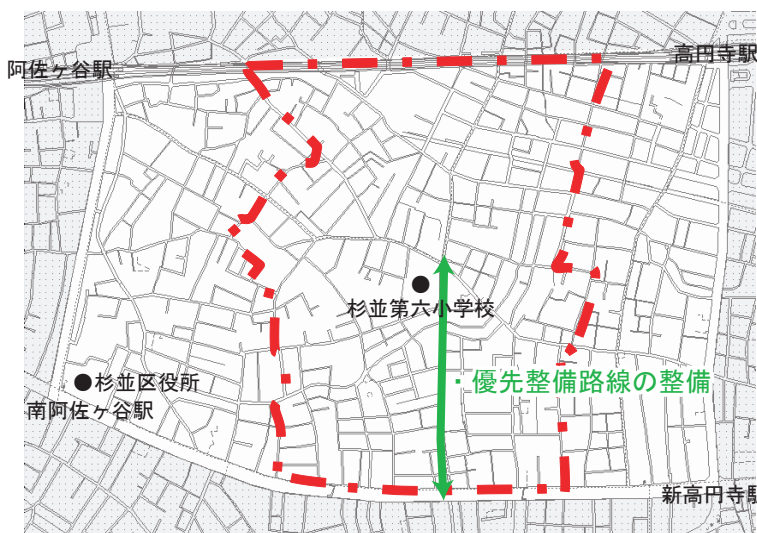
現在進めている優先整備路線(馬橋通り)の整備を推進すると共に、公園整備等に引き続き努めます。

また、老朽建築物の除却や建替えを支援します。

※「杉並区建築物不燃化助成制度」も引き続き活用可能です。

◎「不燃化特区の建替えに関する補助金」と「杉並区建築物不燃化助成制度」は併用できません。

新築の際に助成金を受けようとする場合はどちらの補助金を受けるか選択していただきます。



#### 地区内における取り組み

- ・不燃化建替え促進
- ・老朽建築物除却
- ・公園整備
- ・杉並区建築物不燃化助成制度の活用

#### 凡例

- 不燃化特区「杉並第六小学校周辺地区」  
(阿佐谷南・高円寺南地区の「重点整備地区」)

※不燃化特区制度とは・・・

東京には山手線外周部を中心に木造住宅密集地域(以下「木密地域」という。)が広範に分布しています。これら木密地域は、道路や公園などの都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから、大地震が発生した場合、建物の倒壊や同時多発的な火災により大規模な市街地火災が発生するおそれがあります。

そのため、従来からの取り組みに加え、得に改善を必要としている地区については、都と区が連携しながら従来よりも踏み込んだ整備促進策を重点的・集中的に実施することで、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目的として平成24年3月に東京都が創設した制度です。

## 2. 取り組み内容

目標：不燃領域率70%（現在49.6%）

これまでの取り組み

- 密集事業による道路・公園の整備推進
  - 新たな防火規制による新築建築物の防火性能の向上
  - 細街路拡幅整備（狭あい道路の拡幅整備）による細街路の解消
- <課題>
- ・馬橋通りは震災時の避難・救助・消防活動を円滑に行うための整備が引き続き必要
  - ・平常時には憩いの空間となり、災害時には救援活動等に資するまちかど広場や公園等の整備が必要
  - ・いまだ木造住宅が多いため、不燃化に取り組む必要がある



### 新たな取り組み

- 老朽建築物の除却・不燃化建替えの促進
- <具体的な対応メニュー>
- ・老朽建築物の除却費助成
  - ・戸建て建替え時に新築建築物の設計費などを一部補助
  - ・専門家による建替え等に関する相談実施
  - ・戸別訪問による事業の説明
- 密集事業のスピードアップ
- <具体的な対応メニュー>
- ・公園用地取得の際の面積緩和
  - ・道路、公園用地取得への積極的な働きかけ



### 事業効果

- 個々の権利者のニーズにこたえる相談体制の充実や助成制度の拡充などにより、老朽建築物の除却と不燃化建替えを促進し、不燃領域率が向上する
- 優先整備路線の拡幅により避難路の確保及び沿道建築物の不燃化が促進される
- 公園やオープンスペースの整備が進む

## 不燃化助成制度をご活用ください！

- ・阿佐谷南・高円寺南地区を全域を対象区域として、一昨年4月から行っている助成制度です。  
（不燃化特区区域外の方も活用できます！）
- ・建築（増改築含む）する際、法令で耐火建築物として建てる要求のない建築物を耐火建築物として建築する場合に、250万円を助成します。  
※建築主に助成します  
※住民税を滞納していないことが条件です（法人の場合は法人住民税を滞納していないこと）
- ・活用を検討されている方は、お問い合わせください！

◎不燃化特区制度による助成金とは併用できませんのでご注意ください

#### 【お問い合わせ先】

杉並区都市整備部まちづくり推進課 防災まちづくり係 担当 山田  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
TEL 03-3312-2111 内線3365 FAX 03-3312-2907